**千葉市感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、震災時における電気に起因する火災被害の軽減と市民・地域の防災力向上を図るため、感震ブレーカーの設置をする者に対し予算の範囲内において補助金を交付すものとし、その交付に関しては、千葉市補助金交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、次の各号のとおりとする。

（１）感震ブレーカー

地震発生時に、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための器具で、「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」（内閣府）で定める簡易タイプの性能評価に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センターの推奨を有するものをいう。

（２）補助対象経費

　　　感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用の総額

（補助対象地域）

第３条　地震時において防災対策が必要な改善すべき密集住宅市街地（要改善市街地）とし、別表に定める地域とする。

（補助対象者）

第４条　この要綱により補助金の交付を受けることができるものは、次に掲げるものとする。

（１）前条のいずれかの地域を含む町内自治会のうち、当該町内自治会加入者の住宅に感震ブレーカーを設置しようとする町内自治会

（２）補助対象者として決定した町内自治会に加入していないが、当該町内自治会の地域内に住宅を所有し、その住宅に感震ブレーカーを設置しようとする個人

（補助回数の制限）

第５条　この要綱により補助を受けることができる回数は、１住宅につき１回限りとする。

（補助金の額）

第６条　この要綱による補助金の額は、補助対象経費の２分の１に相当する金額（そ　の金額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）までとする。ただし、１個あたりの上限額を３，０００円とする。

（補助金の交付の申請）

第７条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、千葉市感震ブレーカー設置補助金交付申請書（様式第１号）に器具購入金額が確認できる書類（見積書等）を添付し、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第８条　市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が予算の範囲内であるかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、千葉市感震ブレーカー設置推進事業補助金交付決定通知書（様式第２号）（以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

３　市長は、第１項の調査の結果により補助金を交付することが不適当と認めたときは、その理由を付して千葉市感震ブレーカー設置推進事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に対し通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第９条　市長が規則第５条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるものとする。補助事業の交付の決定を受けた補助金の額を変更する場合には、市長の承認を　　受けること。

（１）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

（２）補助事業の完了後、市長から要求のあったときは、補助対象となった設備の現　　況について報告しなければならない。

（３）その他市長が認める条件。

（変更等の承認申請）

第１０条　第９条第１号又は第２号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市感震ブレーカー設置補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第１１条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、決定した内容を千葉市感震ブレーカー設置補助金変更決定（中止・廃止）通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（実績報告）

第１２条　規則第１２条の規定により報告しようとするときは、補助事業終了後、速やかに、千葉市感震ブレーカー設置補助金実績報告書（様式第６号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（１）領収書等設置に要した経費が確認できる書類の原本

（２）その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定通知）

第１３条　規則第１３条の規定による通知は、千葉市感震ブレーカー設置補助金額確定通　知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第１４条　規則第１６条第１項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市感震ブレーカー設置補助金交付請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（代理請求及び代理受領）

第１４条の２　補助対象者は、前条による補助金の請求及び受領について、感震ブレーカーを販売又は設置する事業者（以下「事業者」という。）に委任することができる。

２　前項による場合、補助対象者は第１２条の規定による報告と同時に、代理請求及び代理受領委任状（様式第８号の２）を市長に提出しなければならない。

３　第１項による場合、補助対象者が第１３条の規定による通知を受け、事業者が補助金の交付を請求するときは、千葉市感震ブレーカー設置補助金交付請求書（様式第８号の３）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１５条　市長は、前２条の規定による請求があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消通知）

第１６条　規則第１７条第３項において準用する規則第６条の規定による通知は、千葉市感震ブレーカー設置補助金交付決定取消通知書（様式第９号）によるものとする。

（返還命令）

第１７条　規則第１８条第１項の規定による返還命令は、千葉市感震ブレーカー設置補助金返還命令書（様式第１０号）によるものとする。

（処分の制限）

第１８条　規則第２０条第２号及び第３号の規定により市長が定める財産について、規則第２０条ただし書きの規定により、市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

（免責）

第１９条　この事業は、住民の生命、身体及び財産を火災から保護することを保証するものではなく、被害が発生しても市は、その責任を負わない。

（遵守事項）

第２０条　補助金の交付を受けた申請者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（１）感震ブレーカーに異常がないか適宜点検し、必要な修理を行うなど設置者として責任をもって保守管理を行う。

（２）維持管理する感震ブレーカーの個数及びその所在の正確な把握に努める。

（補則）

第２１条　この要綱の施行に関し必要な事項は、千葉市消防局長が別に定める。

 附　則

　この要綱は、平成３０年９月１日から施行する。

附　則（令和３年３月２９日２千消予第１８０７号）

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 区　名 | 　　　　　　　　　町　　　　名 |
| 中央区 | 旭町、院内２丁目、亀井町、葛城２丁目、葛城３丁目道場北１丁目、道場南１丁目、道場南２丁目、椿森１丁目弁天２丁目 |
| 花見川区 | 検見川町２丁目、検見川町３丁目、検見川町５丁目、幕張町１丁目、幕張町２丁目、幕張町３丁目、幕張町４丁目 |
| 稲毛区 | 穴川２丁目、穴川３丁目、稲毛２丁目、稲毛３丁目 |

様式第１号（その１）

（町内自治会用）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　 　**千葉市感震ブレーカー設置推進事業**

**補助金交付申請書**

（あて先）　千葉市長

（申請者） 町内自治会名

　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　年度感震ブレーカー設置補助金の交付を受けたいので、千葉市感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 購入・設置予定製品 | メーカー名 |  |
| 製品名・個数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　個 |
| 町内自治会加入世帯数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 世帯 |
| 　申請世帯数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 世帯 |
| 補助対象経費 | 円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 補助金申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 円 |
| 添付資料 | 購入・設置に要する金額が確認できる書類（見積書等）申請者名簿 |

様式第１号（その２）

（個人用）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　 　**千葉市感震ブレーカー設置推進事業**

**補助金交付申請書**

（あて先）　千葉市長

（申請者） 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名

 電話番号

　　　　年度感震ブレーカー設置補助金の交付を受けたいので、千葉市感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 購入・設置予定製品 | メーカー名 |  |
| 製品名・個数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　個 |
| 補助対象経費 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円 |
| 補助金申請額 | 円 |
| 添付資料 | 購入・設置に要する金額が確認できる書類（見積書等） |

様式第２号

千葉市指令消予第　　　　号

　　　　　　　　　　　　様

**千葉市感震ブレーカー設置推進事業**

**補助金交付決定通知書**

　　　　　年　　月　　日付で申請のありました　　　　年度感震ブレーカー設置補助金交付申請について、次のとおり交付決定したので、千葉市感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により通知します。

　　　　年　　月　　日

千葉市長　 　　　　　　　　　印

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付条件　　千葉市感震ブレーカー設置補助金交付要綱の規定を遵守すること

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起

　算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から

起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第３号

千葉市指令消予第　　　　号

　　　　　　　　　　　　様

**千葉市感震ブレーカー設置推進事業**

 **補助金不交付決定通知書**

　　　　　年　　月　　日付で申請のありました　　　　年度感震ブレーカー設置補助金交付申請について、次のとおり交付しないことを決定したので、千葉市感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第８条第３項の規定により通知します。

　　　　年　　月　　日

千葉市長　 　　　　　　　　　印

記

１　不交付とする理由

２　その他

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起

算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から

　起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第４号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

**千葉市感震ブレーカー設置推進事業**

**補助金変更（中止・廃止）承認申請書**

（あて先）　千葉市長

（申請者）　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　（町内自治会等の場合は、名称及び代表者職・氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　年　　月　　日付千葉市指令消予第　　　号により補助金の交付決定のあった事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉市感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第１０条の規定により申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業内容 | 変更前 | 　　　　 変更後 |
|  |  |
| 金　　　　　　　　額 | 交付決定額 | 補助金申請額 |
| 円 | 円 |
| 変更（中止・廃止）の理由 |  |
| 添付書類 | ※変更（中止・廃止）に伴う関係書類等を記入し、添付してください。 |

様式第５号

千葉市指令消予第　　　　号

　　　　　　　　　　　　様

**千葉市感震ブレーカー設置推進事業**

**補助金変更（中止・廃止）決定通知書**

　　　　　年　　月　　日付で変更（中止・廃止）申請のありました感震ブレーカー設置補助金について、補助事業の変更（中止・廃止）を承認し、次のとおり決定したので、千葉市感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第１１条の規定により通知します。

　　　　年　　月　　日

千葉市長　 　　　　　　　　　印

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更（中止・廃止）前 | 変更（中止・廃止）後 |
| 交付決定額 | 　　　　　　　　　円 | 　　　　　　　　　円 |
| 補助事業の内容 |  |  |

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起

算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から

起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第６号（その１）

（町内自治会用）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

**千葉市感震ブレーカー設置推進事業**

**補助金実績報告書**

（あて先）　千葉市長

（申請者） 町内自治会名

　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　年　　月　　日付千葉市指令消予第　　　号により交付決定のあった感震ブレーカー設置補助金について、千葉市感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第１２条の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 購入・設置製品 | メーカー名 |  |
| 製品名・個数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　個 |
| 町内自治会加入世帯数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 世帯 |
| 　設置世帯数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 世帯 |
| 購入先・設置依頼先 |  |
| 補助対象経費 | 円　　　　　　　　　　　 |
| 添付資料 | ※購入・設置に要した金額を証明するもの（領収書の原本等） 設置者名簿 |

様式第６号（その２）

（個人用）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

**千葉市感震ブレーカー設置推進事業**

**補助金実績報告書**

（あて先）　千葉市長

（申請者） 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　年　　月　　日付千葉市指令消予第　　　号により交付決定のあった感震ブレーカー設置補助金について、千葉市感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第１２条の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 購入・設置予定製品 | メーカー名 |  |
| 製品名・個数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　個 |
| 補助対象経費 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円 |
| 添付資料 | ※購入・設置に要した金額を証明するもの（領収書の原本等） |

様式第７号

千葉市達消予第　　　　号

　　　　　　　　　　　　様

**千葉市感震ブレーカー設置推進事業**

**補助金確定通知書**

　　　　　年　　月　　日付千葉市感震ブレーカー設置補助金実績報告書により　　　　年度感震ブレーカー設置補助金を次のとおり確定したので、千葉市感震ブ

レーカー設置推進事業補助金交付要綱第１３条の規定により通知します。

　　　　年　　月　　日

千葉市長　　 　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　補助金確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起

算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から

起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第８号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

**千葉市感震ブレーカー設置推進事業**

**補助金交付請求書**

（あて先）　千葉市長

（請求者）　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　（町内自治会等の場合は、名称及び代表者職・氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

　　　　年　　月　　日付千葉市達消第　　　号により確定通知のあった感震ブレーカー設置補助金について、千葉市感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第１４条の規定により、次のとおり請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 確定通知書番号 | 年　　月　　日　　　千葉市達消予第　　　　　号 |
| 交付請求金額（確定通知書の確定金額） | 円 |
| 振込先金融機関※ | 銀行信用金庫信用組合農業協同組合 | 支店出張所支所 |
| 口座番号 | 普通　・　当座 |
|  |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ） |
| 口座名義人 |

※１　請求者本人（団体）の取引金融機関の口座としてください。

　２　請求者（代表者）が押印（登録印）のうえ提出願います。

　３　確実な振込を行うため、提出時に「振込口座のわかる通帳等の写し」を添付し

てください。

　４　口座番号・名義人欄をご記入の際は、通帳記載情報と相違ないようご注意ください。

　５　記載事項の訂正は二重線を引き、同じ印鑑で訂正をお願いします。

様式第８号の２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

**千葉市感震ブレーカー設置推進事業**

**代理請求及び代理受領委任状**

（あて先）　千葉市長

申請者（委任者）　住　所

　　　（町内自治会等の場合は、名称及び代表者職・氏名）

氏　名

電話番号

　　年　　月　　日付千葉市達消第　　　号により確定通知のあった感震ブレーカー設置補助金（金　　　　　　円）について、千葉市感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第１４条の２の規定により、補助金の請求及び受領を下記の受任者に委任します。

記

　上記の権限の委任を受けることを承諾します。

受任者（事業者）

　　　住　所

社印

　　　会社名

代表

者印

　　　代表者職・氏名

様式第８号の３

　　年　　月　　日

**千葉市感震ブレーカー設置推進事業**

**補助金交付請求書**

（あて先）　千葉市長

（請求者）住　所

社印

会社名

代表

者印

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

電話番号

　　年　　月　　日付千葉市達消第　　　号により確定通知のあった感震ブレーカー設置補助金について、千葉市感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第１４条の２第３項の規定により、次のとおり請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 確定通知書番号 | 年　　月　　日　　　千葉市達消予第　　　　　号 |
| 交付請求金額（確定通知書の確定金額） | 円 |
| 振込先金融機関 | 銀行信用金庫信用組合農業協同組合 | 支店出張所支所 |
| 口座番号 | 普通　・　当座 |
|  |
| （ﾌﾘｶﾞﾅ） |
| 口座名義人 |

様式第９号

千葉市達消予第　　　　号

　　　　　　　　　　　　様

**千葉市感震ブレーカー設置推進事業**

**補助金交付決定取消通知書**

　　　　　年　　月　　日付千葉市達消予第　　　号補助金交付決定通知書について

千葉市感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第１６条の規定に基づき、次の

とおり補助金の交付決定の（一部・全部）を取り消したので通知いたします。

　　　　年　　月　　日

千葉市長　　 　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円 |
| 取　　　消　　　額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 取消後の交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 取 消 の 理 由 |  |

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起

　算算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から

起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第１０号

千葉市達消予第　　　　号

　　　　　　　　　　　　様

**千葉市感震ブレーカー設置推進事業**

**補助金返還命令書**

　千葉市感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第１７条の規定により、次の

とおり返還を命じます。

　　　　年　　月　　日

千葉市長　　 　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 |  　 円 |
| 補助金の既交付額 | 　　　　　年　　月　　日　 交付　　　　　　　 円 |
| 補助金の交付確定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 円 |
| 返還すべき金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　円 |
| 返納時期 | 　　　　　年　　月　　日まで |
| 返還を命ずる理由 |  |
| 返還方法 |  |

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起

　算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から

起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。